

# T A A F N E W S

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-6-4東照ビル5階(協会事務局・事務所登録センター) 9階(協会分室)

協会事務局 TEL 03-5339-8288 FAX 03-3345-0150 登録センター TEL 03-5339-3337 FAX 03-3345-0150

協会分室 TEL 03-6431-8420 FAX 03-3348-2350

2015年8月26日 NO.248

★ 協会本部は新宿五丁目 渡菱ビル3階へ移転いたします。  
東京都建築士事務所協会本部・登録センター・分室(支援協会)は移転し、来る8月31日より渡菱ビル3階にて業務を行うこととなりました。  
新事務所の所在地、電話番号は下記の通りです。  
新所在地 東京都新宿区新宿五丁目17-17 渡菱ビル3階(〒160-0022)  
電話番号 協会代表番号 03-3203-2601  
登録センター 03-5272-1069(とうろく)  
支援協会 03-6228-0571  
交通案内 新宿三丁目駅(東京メトロ丸ノ内線・副都心線・都営新宿線)E2出口より徒歩2分  
新宿駅(JRほか)東口より徒歩8分  
西武新宿駅(西武新宿線)より徒歩6分  
8月28日(金)17時までは西新宿 東照ビル5階と9階にて業務を行っております。

★ 建築ふれあいフェア2015について

今年も建築ふれあいフェア2015を下記の日程で開催することになりました。

テーマ 共感を呼ぶ建築設計 —プロフェッショナルの想い—

開催日 9月26日(土)～28日(月)10時から19時(初日は14時スタート 最終日は16時終了)

会場 新宿駅西ロイイベントスペース(JR新宿駅西口改札左側徒歩1分)

・会員建築作品展示(主に住宅) ・東京オリンピックの記憶(展示と上映会) ・新宿区セミナー  
・会員、賛助会員等協賛会社の展示 ・一般消費者向け建築相談室等 など 企画しております。

ぜひ多くの会員の方に、会場において頂きたくご案内します。

詳細はコア東京9月号(9月10日発行)に掲載を致します。

★ 第6回青年部会基礎セミナー 開催のご案内

下記日時にて開催致します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時 9月3日(木) 18時00分～19時30分(17時30分受付開始)

会場 新宿NSビル25階(南)ダイフレックス会議室

所在地 新宿区西新宿2-4-1

定員 30名 会員事務所所属の50歳以下の方を優先いたします。

講習内容 ①地震発生、エレベーターは? ②制震デバイスにおける建物防災について  
③低振動・あと施工特殊スリット工法

受講料 無料

※セミナー終了後に、懇親会を行います。(懇親会のみ参加もできます)

申込方法 本会ホームページに掲載の申込書に記入の上FAX(03-3345-0150)にてお申込下さい。定員になり次第締切りとさせていただきます。

★ 平成27年度主要会議行事予定

8月31日 協会本部 新宿五丁目渡菱ビルにて業務開始

9月3日 第6回 青年部会基礎セミナー(上記)

9月11日 一級/二級/木造 建築士定期講習 ベルサール西新宿

9月15日 会員ゴルフ大会

9月26日～28日 建築ふれあいフェア2015 新宿駅西ロイイベント広場

10月16日 日事連 建築士事務所全国大会(茨城大会)

★ 東京とみん銀行 本会との住宅ローン優遇協定について

東京とみん銀行では、東京都建築士事務所協会の会員が、設計、工事監理をした住宅であれば不動産購入資金、住宅建設資金に係るローンの融資利率が通常よりも、1.5%引下げられます。

詳細につきましては、東京とみん銀行 ローンプラザ新宿までお問合せ下さい。

東京とみん銀行 ローンプラザ新宿 新宿区西新宿7-10-7 加賀屋ビル5階

問合せ電話:0120-103-206までお願い致します。

★ (重要) 建築士法改正 (平成27年6月25日施行) に伴う建築士事務所登録申請等に係る改正事項について

建築士法の改正 (平成26年法律92号) により、建築士事務所の登録事項に所属建築士の氏名等 (建築士法第23条の2、第23条の5等) が追加され、事務所登録時において、暴力団排除規定 (建築士法第23条の4) が新設されました。改正事項はつぎのとおりです。

(改正事項)

- 1 登録申請書式の改正
- 2 登録事項変更届の改正
  - ①役員の変更 ②所属建築士の変更
- 3 附則3条の規定による所属建築士の届出

所属建築士の氏名等が新たに登録事項となったため、平成27年6月25日の施行日より1年以内に、所属建築士の変更がない場合でも、開設者は所属建築士の氏名及びその者の建築士の種別等を所定様式にて、東京都知事に届出が必要となりました。(改正建築士法附則3条) この届出は本会に委託されています。平成27年6月25日の施行日以降、登録申請等を行う場合は、改正後の新書式での提出をお願いします。詳しくは、本会登録センターHPをご覧ください、ご質問等は本会登録センターをお願いします。

**本会登録センター 電話:03-5339-3337 (8/31からは03-5272-1069)**

★ 改正建築士法の施行について

1 設計・工事監理に係る業の適正化

設計等の契約の原則

延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化

延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止

国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化

設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化 など

2 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

管理建築士の責務の明確化等

3 免許証の提示等による情報開示の充実

建築士免許証等の提示の義務化

建築士免許証等の記載事項等に変更があった場合の書換え規定の明確化

4 建築設備士にかかる規程の整備

5 その他改正事項

暴力団排除規定の整備

建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務等

建築士事務所登録申請における様式の変更等

建築士に対する国土交通大臣・都知事による調査権の新設 など(新建築士制度普及協会パンフより)パンフレット(2種類)は本会ホームページ TOPIX欄に掲載しています。ご覧ください。

★ (法定講習) 改正建築士法に伴う「建築士定期講習」のご案内

平成20年11月改正建築士法に基づく、定期講習についてのご案内です。建築士事務所に所属する建築士の方は、定期講習の3年毎の受講が義務付されています。(24年度受講→27年度中受講義務)

◇ 受講申込み関係の書類の配布 (配布場所 東照ビル5階 協会事務局)

9月1日(火)～10月30日(金)まで(土日祝除く)午前9時30分～午後4時30分

※ 建築技術教育普及センター又は本会WEBサイトから、申込用紙のダウンロードが出来ます。

◇ 受講申込書受付について (郵送受付のみと致します)

9月1日(火)～10月30日(金) (当日消印有効) 下記 新事務所へお送り下さい。

送付先 〒160-0022 新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル3階 東京都建築士事務所協会 講習会係宛

受講申込は簡易書留で協会事務局までお送りください。(協会持参は受付不可です)

受領内容を確認の上、後日本会より受講券を郵送でお送り致します。

◇ 講習日 12月11日(金)TKP新宿カンファレンスセンター (会場コード2F-53)

所在地: 新宿区西新宿1-14-11 ◇受講料: 12,960円

なお本会会員特典として、会費徴集時に3,000円 相殺します。

★ (法定講習) 改正建築士法に伴う「管理建築士講習」のご案内

平成20年11月改正建築士法に基づく、建築士定期講習のついてのご案内です。建築士法施行後は管理建築士講習を受講修了済の建築士でなければ管理建築士になることはできません。

次回主催開催は、28年2月頃を予定しております。講習日や郵送受付期間などの詳細が決まり次第本ターフニュースをはじめ本会のホームページ等でお知らせを致します。

※法定講習の詳細は建築技術教育普及センター、または本会のHPをご覧ください。

★ 東京都知事指定 第4回開設者管理建築士のための建築士事務所管理研修会

11月4日に開催を致します。くわしくは、次号ターフニュース・本会HP等でお知らせします。